



鳥取県公報

平成14年12月25日(水)
号外第172号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(102)(県民生活課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 化製場及び死亡獣畜取扱場における衛生措置に関する規定を削ることとした。(第7条、別表第1関係)
- 2 製造又は貯蔵の施設における衛生措置に関する規定を削ることとした。(第8条、別表第2関係)
- 3 畜舎等における衛生措置に関する規定を削ることとした。(旧第13条、別表第3関係)
- 4 この規則は、平成15年1月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第102号

鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県化製場等に関する法律施行細則(昭和59年鳥取県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条及び第8条 削除</p> <p>(書類の提出部数等) 第13条 略</p>	<p>(化製場等における衛生措置) 第7条 法第5条第4号の知事が定める衛生上必要な措置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(製造又は貯蔵の施設における衛生措置) 第8条 法第8条において準用する法第5条第4号の知事が定める衛生上必要な措置は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(畜舎等における衛生措置) 第13条 法第9条第5項において準用する法第5条第4号の知事が定める衛生上必要な措置は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(書類の提出部数等) 第14条 略</p>

第2条 鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。